

平成28年 6月21日

## 平成28年度 大阪市大規模事業評価実施方針

大阪市P D C Aサイクル推進要綱第6条第1項の規定に基づき、平成28年度の大阪市大規模事業評価の実施に関する方針を次のとおり定める。

## 第1 評価の実施

一定基準以上の規模を有する大規模な事業について、その必要性、効果及び事業費の妥当性等の視点から評価する。

## 1 評価対象事業

公設民営学校（国際バカロレア等）の設置【事業を所管する局（以下「所管局」という。）：教育委員会事務局】

## 2 評価の時期

- |   |              |
|---|--------------|
| (1) 大規模事業評価調書作成                                     | 平成28年 6月～7月頃 |
| (2) 建設事業評価有識者会議(以下「有識者会議」という。)において<br>有識者からの意見をいただく | 同 8月～9月頃     |
| (3) 有識者の意見のとりまとめ及び公表                                | 同10月頃        |

## 3 評価の視点

- (1) 事業の必要性
- (2) 事業効果の妥当性
- (3) 事業費等の妥当性
- (4) 事業の整備・運営手法の妥当性
- (5) 環境への配慮

## 4 評価の方法

- (1) 調書の作成  
所管局は、当該事業について、大規模事業評価調書等を作成し、市政改革室に提出する。
- (2) 有識者から意見をいただく  
有識者会議において、先ず所管局が対象事業の説明を大規模事業評価調書等により行い、その後、有識者から意見をいただく。
- (3) 有識者の意見のとりまとめ  
市政改革室が、有識者会議で聴取した対象事業の必要性等についての意見を取りまとめる。
- (4) 対応方針の決定  
所管局は、有識者の意見を踏まえて対応方針を取りまとめ、大阪市事務専決規程所定の決裁手続きを経て、大阪市としての対応方針を決定する。

## 第2 公表

大規模事業評価に関する情報は随時公表し、市民に説明する責務を果たし、行政の透明性の向上を図る。

1 ホームページでの公表

次の情報について随時ホームページへの掲載により公表する。

- ・有識者会議での配布資料一式、有識者の意見、有識者会議の会議録、対応方針

2 市民情報プラザへの配架

「審議会等の設置及び運営に関する指針」第7の5に基づき次の情報を市民情報プラザに配架する。

- ・有識者会議での配布資料一式、有識者の意見、有識者会議の会議録

# 大規模事業評価調書

事業名・場所			
担 当		局	部 担当（課）（連絡先）
事業の概要	事業目的		
	事業内容		
	事業規模	<b>【事業規模】</b>  <b>【事業費等】</b> [総事業費] 円（うち用地費 円）  [維持管理費] 円／年	
	事業スケジュール		
(1) 事業の必要性			
(2) 事業効果の妥当性			
(3) 事業費等の妥当性			
(4) 事業の整備・運営手法の妥当性			
(5) 環境への配慮			

## 大規模事業評価の視点

### (1)事業の必要性

事業内容、大阪市における当該事業分野の現状、ニーズの動向、他都市とのサービス水準比較、大阪市の政策意図等から、事業の必要性が妥当であるかを確認する。

### (2)事業効果の妥当性

費用便益分析等により、事業の実施効果が妥当であるかを確認する。  
※費用便益分析については、国のマニュアル等がある事業を対象とする。

### (3)事業費等の妥当性

施設規模、建設工事費、維持管理費等が妥当であるかを確認する。

### (4)事業の整備・運営手法の妥当性

コスト削減等が図られるか、事業の特性に適しているか等、整備手法や運営手法が妥当なものとなっているかを確認する。

### (5)環境への配慮

当該事業の実施により、生活環境、自然環境、災害時の安全確保、社会・文化環境等への影響に対し、対応方策が妥当であるかを確認する。